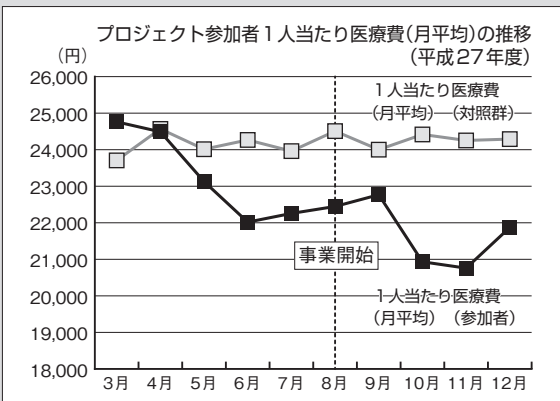


医療費の抑制にご協力をお願いします

近年、高齢化や生活習慣病患者の増加など様々な要因により医療費が増加し、国民健康保険の運営は大変厳しい状況です。

町では、医療費の伸びを抑えるために平成27年8月より「健康寿命を延ばそう!!プロジェクト」をはじめ様々な取組を行っています。が、医療費が大幅に増えると、国保税を引き上げざるを得ず、皆さんの負担額が増加してしまう恐れがあります。

医療費を抑制するためには、一人ひとりが健康に気をつけ、日頃から自分ができることに取り組んでいくことが大切です。社会保険等に参加されている皆さんも、ぜひ一緒に取り組んでみましょう。



ジェネリック医薬品を活用しましょう
新薬(先発医薬品)と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師に相談の上、検討しましょう。「おくすり手帳」の持参もおすすめします。

重複受診はできるだけ避けましょう
重複受診は体とお金の負担が大きく、症状改善にも無駄に時間がかかる可能性があります。まずは主治医に相談を。

休日・夜間の診療は緊急時以外控えましょう
時間外受診は割増料金になります。また、限られた検査や治療しか受けられない場合も多くあります。

かかりつけ医・かかりつけ薬局をもちましょう!
既往歴や現在の疾患、生活習慣を把握し、健康管理のアドバイスをくれる身近な主治医をもちましょう。

一緒にウォーキングをしようよ

お酒や甘いものはほどほどにするね

定期的な健康診断を受けたほうがいいかしら

睡眠を十分にとってね

重要なのは、自分の体を大切に、健康で明るい生活を送ることです。そのために何ができるか、ご家族、ご友人と話し合ってみてはいかがでしょうか?

問合せ 町民課 保険・年金担当
☎62-2154

町民課 70歳以上の医療にCSW

国保に加入している人が70歳になると、「高齢受給者証」が交付されます。お医者さんにかかるときは、保険証と一緒に窓口に提示してください。自己負担額や自己負担限度額が変更になります。

《70歳になったとき》

70歳の誕生日の翌月から(誕生日が1日の人はその月から)、保険証と高齢受給者証を提示して医療を受けます。

《75歳になったとき》

75歳の誕生日当日から、後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。その際、国保保険証と高齢受給者証については、すみやかに返却してください。

問合せ 町民課 保険・年金担当
☎62-2154



で申請が行えます。

※1 在学する学校等が変わった方については、ハガキ形式の申請書では申請を行えませんが改めて窓口にて申請する必要があります。

※2 前年度に申請された時期によっては、ハガキ形式の申請書が送付されない場合がございますのでこの場合も改めて窓口にて申請をして下さい。

学生納付特例期間の年金「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間)		○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ されます	× されません	× されません

川越年金事務所 年金相談業務等の時間延長のお知らせ

川越年金事務所では、年金相談窓口の時間延長及び第2土曜日の開庁を行っています。ぜひご利用ください。

- 平日開庁 8時30分から17時15分
 - 19時まで延長 4月3日、10日、17日、24日(各月曜日)
 - 第2土曜日開庁 4月8日(土曜日の受付は9時から16時までです。)
- 問合せ 川越年金事務所
☎049-2242-2657

町民課 4月から国民年金保険料が変わります

平成29年4月から、国民年金保険料は前年度と比べ230円引き上げられ月額16,490円となります。

保険料は一人当たりの賃金の伸び率・物価に応じて改定されます。

年金を支える力と給付のバランスをとるために、皆様のご理解をお願いいたします

川越年金事務所 保険料の二重納付に注意ください

平成29年度から初めて口座振替による前納申し出をされた場合、システム処理の時期によって、現金で納める納付書が届いてしまう可能性があります。

前納保険料が口座振替される前に現金で納付された場合は、現金納付が優先され、口座振替による前納割引を利用することができなくなりますのでご注意ください。(口座振替分については、後日、日本年金機構より還付手続きについての案内が届きます。)

納付方法について確認された場合は、川越年金事務所へお問い合わせください

問合せ 川越年金事務所
☎049-2242-2657

町民課 国民年金保険料を後払うできる 学生納付特例制度

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。

申請手続きについて

下記の必要書類等をご準備の上、嵐山町役場町民課またはお近くの年金事務所にてお手続きください。

- ①学生証(コピーの場合は両面) または在学証明書
- ②年金手帳(初めて国民年金に加入する方で、加入の届出と一緒に申請するときは不要です)
- ③認印(本人が署名する場合は不要です)
- ④会社などを退職されて学生となった方は次のいずれかを添付する必要があります。

- 雇用保険被保険者離職票
 - 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
- 特例制度のポイント
- 申請期間及び承認期間…申請は年度ごとに必要となり、平成29年度の申請及び承認期間は、平成29年4月(または20歳の誕生日)から平成30年3月までとなります
 - 継続申請…前年度に学生納付特例が承認され、今年度も引き続き同一の学校に在学期間がある方(※1)には日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます(※2)。この場合は申請書に必要事項を記入していただき、返送していただくこと

広告

上尾、鶴巻、熊谷、川越、坂戸
東松山、滑川、小川、吉見
太田、前橋、高崎、富岡

草津温泉

出発地

【ちよっと贅沢な送迎プラン】 ☆2名からの2泊3日プラン

カラマツ林に囲まれた静かな温泉リゾート
☎0279-88-3960
群馬県吾妻郡草津町草津464-523
URL <http://www.kusatsu-gpp.com>
草津グリーンパークパレス



収容120名 和・洋室27 第1～6研修室
体育館 イニスコート フットサルコート グランドゴルフ場
大浴場 サウナ ミストサウナ 宴会場 大駐車場

研修・合宿・ビジネス

圏央川島より15分 東松山駅より15分 鴻巣駅より15分 川越より30分
近隣市町村送迎可 / 宿泊3,860～ 夕食1,300～ 朝食700円



八丁湖畔のホテルリゾート
☎0493-54-2030
埼玉県比企郡吉見町大字黒岩602
URL <http://www.friend-yoshimi.co.jp>
フレンドシップハイツよしみ

●障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。

●学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内(例えば平成29年4月分は平成39年4月末まで)であれば古い期間から順に追納が可能です。

●保険料の追納には、申し込みが必要となりますので、年金事務所または役場町民課保険年金担当までお問い合わせください。

問合せ 川越年金事務所
☎049-2242-2657
町民課 ☎62-2154

東松山総合法律事務所

弁護士 笠原徳之・弁護士 瀬戸一哉・弁護士 五十川剛俊

予約受付電話 0493-81-3744

あなたの街の近所にある弁護士事務所です。
相続・事故・離婚・借金・刑事、何でもご相談下さい。
〒355-0017 東松山市松葉町2丁目1番13号
HP <http://www.hmlf.jp> E-Mail info@hmlf.jp